

意匠出願のてびき

目 次

発刊にあたって

1. 意匠制度の意義	7
意匠出願から権利消滅まで	8
2. 意匠と実用新案の区別	9
3. 意匠登録をうけられる人	10
4. 意匠登録をうけられる意匠	11
5. 意匠登録をうけられない意匠	13
6. 出願をする前に	14
7. 意匠登録出願の手続き	16
(1) 願書の作成要領	16
(2) 図面の作成要領	22
(3) その他の添付書類	29
(4) 添付書類の省略	31
8. 出願書類の差し出し方	32
9. 出願中の注意	34
(1) 意匠登録出願の番号などの記載	34
(2) 出願書類などの訂正および補正	34
(3) 印鑑変更の届出	37
(4) 住所変更、氏名変更の届出	37
(5) 名義変更の届出	37

(6) 出願中の事件について、特許庁に書類を 差し出す際の注意	43
10. 拒絶理由通知があった場合	45
(1) 意見書	45
(2) 拒絶査定の不服審判	45
11. 登録査定のあった場合の手続き	47
(1) 登録料の納付	47
(2) 意匠権設定の登録	48
12. 意匠権および意匠権の保護	49
(1) 意匠権とは	49
(2) 意匠権の保護	49
(3) 意匠登録の表示	50
13. 特殊な出願	51
(1) 組物の意匠登録出願	51
(2) 類似意匠登録出願	52
(3) 秘密意匠登録出願	54
(4) 補正却下後の新出願	56
(5) 独立の意匠登録出願と類似の意匠登録出願 の相互の出願変更	56
(6) 意匠登録出願、実用新案登録出願および 特許出願の相互の出願変更	62
(7) 意匠登録出願の分割	66
14. おわりに	69
15. 付 錄	
(1) 法定期間および指定期間およびその延長(例)	72

(2) 各種手数料	74
(3) 社団法人発明協会事業の概要	76
(4) 社団法人発明協会相談所所在地一覧表	85